

「フェンヘキサミド」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

平成17年7月19日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「フェンヘキサミド」について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. フェンヘキサミドの概要

本薬は、殺菌剤であり、2005年6月現在、もも、ぶどう、なす等に登録があり、残留農薬基準が設定されている。今回新たにホップへの適用拡大が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は2005年9月開催予定のJMPRにおいて新規化合物としてなされる予定である。諸外国においては米国、オーストラリア等において登録されている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「フェンヘキサミド」の食品中の残留基準設定について検討する。